ウ　利息等を受領した銀行口座
親和銀行諫早支店、角田長久名義、口座番号1902697
福岡銀行飯塚支店、伊﨑孝広名義、口座番号2839780
福岡銀行野芥支店、北島祐子名義、口座番号0758396
福岡銀行けやき通り支店、大本清男名義、口座番号0205007
福岡銀行高宮支店、篠原祐史名義、口座番号1616188
福岡銀行久留米営業部、入江裕二名義、口座番号2693179
ゆうちょ銀行、大澤隆則名義、記号番号17450-58462171
みずほ銀行難波支店、江藤岳志名義、口座番号1742291
みずほ銀行江戸川橋支店、五十嵐康子名義、口座番号0979126
エ　犯行に使用された携帯電話番号
0120―160―999、090―9406―0465、080―2720―5881、080―2714―6376、080―2722―5268
⑵　主な犯行態様
ア　チラシの街頭貼付、ダイレクトメールの送付により、電話をかけてきた借主からの貸付の申込みを受け、借主の預貯金口座への振込みにより貸付けを行う（利息は天引き）。
イ　貸付期間は、１週間とし、利息を支払うことにより貸付期間を延長でき、元金の返済は一括返済のみ受領する。
ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑴ウ記載の口座へ振り込ませるなどして受領する。
５　開始決定の時における給付資金の額　金19万5,360円
６　支給申請期間　平成23年２月１日から同年４月４日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　ア　土谷　雅敏、イ　北野　孝典、ウ　板谷　光義
⑵　裁判所名　ア　福岡地方裁判所、イ　左同、ウ　福岡高等裁判所
⑶　裁判年月日　ア　平成22年４月９日、イ　左同、ウ　平成22年４月16日
⑷　確定年月日　ア　平成22年４月24日、イ　左同、ウ　平成22年７月31日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、平成21年１月13日ころから同年11月13日ころまでの間、前後283回にわたり、36名に、前記３の犯罪行為に関する利息及び元本の支払いとして、被告人らが管理する他人名義の預金口座に現金合計505万1,000円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴２丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１０３号
岩手県一関市大東町大原字跡ノ沢259番地
申立人　及川　公志
本籍岩手県一関市大東町大原字跡ノ沢５番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県一関市、死亡年月日平成18年３月28日、出生の場所岩手県東磐井郡大原町、出生年月日昭和23年７月24日、職業会社員
被相続人　亡　熊谷　昌一
事務所岩手県一関市字相去57番地５　みのる法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千田　　實
盛岡家庭裁判所一関支部

平成２２年（家）第１２３１号
埼玉県上尾市本町５丁目18番39号
申立人　奥隅日出雄
本籍埼玉県上尾市錦町25番地24、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日平成22年４月28日、出生の場所不詳、出生年月日昭和33年８月12日、職業不詳
被相続人　亡　木村　俊一
事務所埼玉県川口市芝新町７―22森ビル３階城口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　城口　順二
さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第１０１０号
埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57
申立人　ライオンズマンション川越第３管理組合
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57　ライオンズマンション川越第３―307号室、死亡の場所埼玉県大里郡江南町、死亡年月日平成17年３月８日、出生の場所埼玉県熊谷市、出生年月日昭和39年９月17日、職業不詳
被相続人　亡　福島　健二
事務所埼玉県川越市元町２―４―11　弁護士法人川越法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西里　壮史
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２２年（家）第３１１号
千葉市中央区中央４丁目17番８号
申立人　千葉県信用保証協会
本籍東京都世田谷区宮坂１丁目2449番地、最後の住所千葉県館山市船形222番地、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日平成20年10月１日、出生の場所東京府東京市本所区、出生年月日昭和14年１月５日、職業無職
被相続人　亡　丸山　忠弘
事務所千葉県木更津市新田２丁目６番１号かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石　哲也
千葉家庭裁判所館山支部

平成２２年（家）第５７８号
東京都墨田区東向島２丁目36番10号
申立人　東京東信用金庫
本籍東京都江戸川区南小岩２丁目267番地、最後の住所千葉県船橋市三咲６丁目26番16号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成18年12月23日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和25年12月26日、職業不詳
被相続人　亡　稲葉　寛一
事務所千葉市中央区中央３丁目15番６号やまちょうビル７階
相続財産管理人　弁護士　宮下　　進
千葉家庭裁判所市川出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第１０８９号
事務所茨城県取手市新町５丁目17番11号
申立人　相続財産管理人　弁護士　千葉真理子
本籍茨城県取手市白山１丁目１番、最後の住所茨城県取手市白山１丁目１番44号、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日平成20年７月24日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和31年７月21日、職業無職
被相続人　亡　本山　義春
催告期間満了日　平成23年８月31日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部